

証券コード 7247
令和8年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

株式会社 **ミクニ**

代表取締役社長 生 田 久 貴

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mikuni.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミクニ」又は「コード」に当社証券コード「7247」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7247/teiiji/>

なお、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」

（3～4頁）をご参照のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和8年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始：午前9時) |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区外神田六丁目13番11号
ミクニビル 2階 ミクニホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第104期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第104期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)計算書類報告の
件 |
| 決議事項
第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- 事前に郵送やインターネットで議決権を行使いただくこともできます。
ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
 - 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、会計監査人及び監査役は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 令和 8 年 6 月26日(金曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

場所 東京都千代田区外神田六丁目13番11号
ミクニビル 2階 ミクニホール

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 令和 8 年 6 月25日(木曜日) 午後 5 時35分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



下記事項をご確認のうえ、ご行使ください。

行使期限 令和 8 年 6 月25日(木曜日) 午後 5 時35分まで

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和8年6月25日（木曜日）の午後5時35分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

インターネット接続料金等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（通話料無料）
受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点から安定的な利益配分を行うことを、剰余金の配当等に関する基本方針としております。

業績及び財政状況のほか将来的な事業展開を踏まえ、安定配当の継続を図り、企業価値の向上と株主の皆様への持続的な利益還元の両立に努めてまいります。

上記の方針に基づいて、総合的に検討した結果、当期の期末配当につきましては以下のとおりとしたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金8円
配当総額 272,096,504円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和8年6月29日

なお、当期の年間配当金は、中間配当金6円と合わせて1株につき14円となります。

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役鈴木孝男氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、同氏の後任としての取締役1名、及び経営体制の強化を図るための増員による取締役1名、あわせて取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款第21条の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 新任	 はん だ かずひさ 半田 和久 (昭和38年 4月28日)	昭和61年4月 当社入社 平成3年11月 ミクニ(タイランド)カンパニー リミテッド 出向 平成17年7月 当社浜松営業所 所長 平成23年2月 पीティー ミクニ インドネシア 代表取締役 社長 平成27年6月 当社執行役員 中華圏地域統括 中国総代表 三国(上海)企業管理有限公司 副董事長兼 総経理 上海三国精密機械有限公司 董事長 平成29年6月 同執行役員 中華圏地域統括 中華圏地域戦略担当 中国総代表 三国(上海)企業管理有限公司 董事長兼総 経理 令和3年4月 同常務執行役員 中華圏地域統括 中国総代 表 令和3年6月 同常務執行役員 モビリティ事業本部長 三国(上海)企業管理有限公司 董事 令和8年4月 同常務執行役員 管掌(モビリティ事業本 部)原価革新担当(現任)	8,400株
<取締役候補者とした理由> 同氏は、当社の中核事業であるモビリティ事業において、営業部門の要職を歴任するとともに、海外グループ会社の代表取締役として経営を担ってきました。これらの経験を通じて、企業経営及び事業推進に関する重要な判断・意思決定を適切に行ってきたおり、その知見を活かして、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、新任取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	 おおした まさし 大下 政司 (昭和31年 5月8日)	昭和56年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成21年 7月 日本貿易振興機構（JETRO）パリ事務所長 平成24年 4月 人事院公務員研修所長 平成26年 6月 人事院人材局長 平成28年 3月 経済産業省退官 平成28年 6月 一般社団法人日本自動車部品工業会 副会長・専務理事（現任） 一般財団法人 機械振興協会 理事（現任） 平成28年 9月 一般財団法人 日本自動車研究所 理事（現任） 平成30年 6月 株式会社ヨロズ 社外取締役（現任） 令和 4年12月 日本自動車部品工業企業年金基金 理事長（現任） 令和 6年 5月 日本自動車部品工業健康保険組合 理事長（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人日本自動車部品工業会 副会長・専務理事 日本自動車部品工業企業年金基金 理事長 日本自動車部品工業健康保険組合 理事長 一般財団法人機械振興協会 理事 一般財団法人日本自動車研究所 理事 株式会社ヨロズ 社外取締役	8,800株
＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞ 同氏は、経済産業省における豊富な行政経験に加え、日本自動車部品工業会副会長として長年にわたり業界の発展及び取りまとめに寄与されてきました。これらの経験を通じて培われた業界動向に対する深い理解及び幅広い知見は、当社の経営に対して客観的かつ有益な助言をもたらすものと期待されます。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断したため、新任社外取締役候補者といました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大下政司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を、現行定款第28条に定めております。社外取締役候補者大下政司氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- 当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 「社外取締役の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」
4. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであ

ります。各取締役候補者の選任が承認されますと当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 独立役員について

- (1) 社外取締役候補者大下政司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (2) 同氏は、現在及び過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定）又は役員となってはおりません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に社外取締役又は監査役でなく、かつ業務執行者であったことはありません。
- (3) 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたことはありません。
- (4) 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

以 上

【第2号議案をご承認いただいた場合の役員体制（参考資料）】

当社の取締役・監査役の専門性・経験は以下のとおりであります。

		企業経営・ 組織運営	法務・ 内部統制	財務会計・ 資本政策	人事・ 労務・ 人材開発	グローバル ビジネス	技術（生産・ 開発・ イノベーション）	IT・DX
取締役	生田久貴	●	●	●	●	●		
	藤原清志	●				●	●	
	藤森 聡	●	●	●	●	●		
	大石敦彦	●				●	●	●
	半田和久	●		●	●	●		
	山田秀雄※	●	●		●			
	椎名 茂※	●		●		●	●	●
	白石真澄※		●		●			
	大下政司※	●	●			●		
監査役	鈴木和重	●	●	●	●			
	小野崎毅※	●	●	●				
	宮島 司※		●					
	泉多枝子※	●	●	●	●			

（注）1. 上記の一覧表は各氏の経験等に加え期待するスキル項目を記載しており、各氏が有するすべての知見、経験を表すものではありません。

2. ※は社外役員であり、独立役員であります。

事業報告

(令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における国内経済は、物価上昇の影響や円安の進行、金融市場の変動等がみられたものの、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。

一方、海外経済につきましては、米国を中心に底堅く推移したものの、各国の通商政策の動向や金融市場の変動、中東情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりを背景に、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの中核事業であるモビリティ事業の主要市場である自動車業界におきましては、半導体供給制約の緩和や需要の持ち直しがみられた一方で、原材料価格の高止まりや電気自動車に対する需要の一部見直しの動きもみられました。また、年度末には中東情勢の緊張が高まるなど、事業環境は変化が続きました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、連結売上高は1,034億1千9百万円（前期比2.0%増）、連結営業利益は41億8千1百万円（同38.3%増）、連結経常利益は33億4千万円（同17.7%増）となりました。

一方で、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した投資有価証券売却益の剥落等により、11億9千7百万円（同38.6%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は、次のとおりであります。

(セグメントの連結売上高、営業利益の状況について)

[モビリティ事業]

四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類及びエンジン関連機能品類の製造販売を行う当セグメントにおいては、客先の新モデル投入に伴う販売増加に加え、インド子会社の堅調な業績、継続的なコスト低減活動、中国拠点の再編効果及び取引価格の適正化が寄与して、売上高は857億2千5百万円（前期比1.9%増）、営業利益は27億3千4百万円（同16.2%増）となりました。

[ガステクノ事業]

ガス機器用制御機器類及び水制御機器類等の製造販売を中心とする当セグメントにおいては、中国の不動産市場低迷の影響により販売量が減少し、売上高は49億8千1百万円（前期比15.7%減）となりました。一方で、営業損失は3億4千万円となりましたが、コスト削減や価格の適正化が進んだことにより、前期比では2億5千万円改善しました。

[商社事業]

航空機部品類、芝管理機械等の輸入販売事業を中心とする当セグメントにおいては、航空機部品類は民間航空機向け及び官公庁向けの需要が好調であり、また、芝管理機械等も更新需要が堅調であったことから、売上高は102億1千2百万円（前期比13.6%増）、営業利益は16億5百万円（同39.4%増）となりました。

[その他事業]

当セグメントにおいては、主力の福祉介護機器等の製造販売事業における電動車いすの販売が増加したほか、各種特殊車両の架装台数の伸長及び天井走行式リフトの需要拡大が寄与し、売上高は24億9千9百万円（前期比5.3%増）、営業利益は1億8千1百万円（同66.0%増）となりました。

セグメント別の連結売上高、営業利益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	令和7年3月期 連結会計年度		令和8年3月期 連結会計年度		売上高の増減		営業利益の増減	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	金額	比率	金額	比率
モビリティ事業	84,154	2,354	85,725	2,734	1,571	1.9%	380	16.2%
ガステクノ事業	5,909	△591	4,981	△340	△928	△15.7%	250	—
商 社 事 業	8,989	1,151	10,212	1,605	1,222	13.6%	453	39.4%
そ の 他 事 業	2,374	109	2,499	181	124	5.3%	72	66.0%
合 計	101,428	3,023	103,419	4,181	1,990	2.0%	1,157	38.3%

- (注) 1. 営業利益欄の△は営業損失を示しております。
2. 数値は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 当連結会計年度あるいは前連結会計年度の一方若しくは両方がマイナスの場合の増減率は「—」としております。
4. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、令和7年3月期連結会計年度の各数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

当連結会計年度の決算作業の過程で、当社連結子会社である台湾三國股份有限公司（ミフニ台湾 コーポレーション）の元従業員による不正行為が判明いたしました。本件判明後、当社は社内調査チームを設置するとともに、外部弁護士、公認会計士等の外部専門家の協力を得て調査を実施し、その結果を踏まえ、令和8年5月29日に「社内調査チームの調査結果及び再発防止策に関するお知らせ」を公表いたしました。併せて、「過年度の決算短信の訂正及び過年度の有価証券報告書等の訂正予定に関するお知らせ」を公表いたしました。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。当社は本件を厳粛に受け止め、再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めてまいります。また、損害額の回収に向け、適切な措置を講じてまいります。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度において当社グループが実施した設備投資の総額は、49億9千4百万円であります。

その内容は、新機種の生産設備、既存機種の増産対応・合理化、新製品の開発・基礎研究等にかかるものであります。

(3) **資金調達の状況**

上記(2)の設備投資に要する資金につきましては、自己資金及び借入金で充たいたしました。

なお、当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行9行と総額62億円のコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

また、当連結会計年度において資金調達のための増資や社債発行はありません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第101期 (令和4/4～令和5/3)	第102期 (令和5/4～令和6/3)	第103期 (令和6/4～令和7/3)	第104期 (当連結会計年度) (令和7/4～令和8/3)
売上高	百万円 93,847	百万円 99,941	百万円 101,428	百万円 103,419
営業利益	百万円 3,084	百万円 3,660	百万円 3,023	百万円 4,181
経常利益	百万円 2,640	百万円 3,149	百万円 2,837	百万円 3,340
親会社株主に帰属する 当期純利益 (純損失△)	百万円 △1,717	百万円 1,071	百万円 1,949	百万円 1,197
1株当たり 当期純利益 (純損失△)	円 △51.18	円 31.86	円 57.90	円 35.59
総資産	百万円 99,930	百万円 111,283	百万円 109,652	百万円 105,017
純資産	百万円 31,877	百万円 40,210	百万円 38,384	百万円 40,783
1株当たり純資産額	円 926.92	円 1,168.69	円 1,112.82	円 1,187.62

- (注) 1. 1株当たり当期純利益（純損失△）は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、株式数の計算においては自己株式、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式を控除しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第101期から第103期の各数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ミクニパーテック株式会社	百万円 480	100.0 %	内燃機関・車輛用等の機械器具、精密機械器具及びそれら部品の金型設計、製造販売
株式会社 ミクニエアロスペース	百万円 358	100.0	航空宇宙用機器・部品・材料等の輸入販売
ミクニアメリカンコーポレーション	千米ドル 3,500	99.0	航空機部品の対日輸出及び四輪車用・二輪車用機器の輸入及び製造販売
ミクニ（タイランド）カンパニー リミテッド	百万バート 420	93.0	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
ピーティー ミクニ インドネシア	千米ドル 15,000	98.3	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
上海三國精密機械有限公司	千米ドル 17,914	90.2	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
浙江三國精密机电有限公司	百万円 3,077	100.0	ガス用立ち消え安全装置及びガス器具用電池電磁弁、四輪車・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
ミクニ インディア プライベート リミテッド	千ルピー 1,735,000	98.2	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売

(注) ピーティー ミクニ インドネシア及びミクニ インディア プライベート リミテッドの出資比率は、間接所有も含めております。

(10)対処すべき課題

当社は、人と技術を活かし豊かな社会づくりに貢献するという企業理念のもと、10年ビジョン「VISION 2033」の実現に向けて中期経営計画を推進しております。当事業年度には、2026年度を初年度とする「中期経営計画Ver.2」を策定し、成長基盤を確立する方針のもと、財務基盤の強化、「ミクニならではのビジネスモデル」の再構築、人的資本の充実及び環境対応の推進を重要課題として認識しております。

<VISION 2033>

「企業特性や組織能力を活かした事業展開を行い、すべてのステークホルダーから信頼され、安心して任せていただける企業となる」

<信頼獲得と企業価値向上に向けた経営の重点事項>

ステークホルダー	信頼の前提条件	信頼獲得と企業価値向上に向けた経営の重点事項
株主 投資家 金融機関	- 資本効率の高さ - 財務健全性の高さ - 持続的な成長性 - コンプライアンスの徹底	■ 財務基盤の強化 ・ ROICの改善 ・ 有利子負債の削減 ■ グローバルガバナンス体制の強化
得意先 仕入先	- 課題解決力の高さ - コスト競争力の高さ - 品質の高さ - 協働パートナーとしての信頼性 - 持続的な成長性	■ 当社の強みを活かした「ミクニならではのビジネスモデル」の再構築 ・ 「総合商品計画」の推進 ・ 非モビリティ事業の成長による事業ポートフォリオの強化
従業員	- 公正かつ納得感のある処遇・評価 - 安心して働き続けられる基盤の安定性 - 健康と成長が両立可能な職場環境	■ 人的資本経営の推進 ・ 人的投資の充実(処遇改善、人材育成、エンゲージメント向上等) ・ 公正な人事制度の整備 ・ 健康経営の推進
地域社会	- 地域課題の解決への参画及び貢献 - 環境配慮	■ 環境対応の推進 ・ 脱炭素化に向けた施策の実行

■財務基盤の強化

「金利ある世界」への移行を見据え、当社は継続的な成長投資と財務規律の両立を重要な課題として認識しております。その実現に向け、投下資本の効率化、運転資金の圧縮及び有利子負債の削減を進め、財務基盤の強化と資金創出力の向上に取り組んでまいります。

こうした認識のもと、「中期経営計画Ver.2」において、主要な成果指標を従来のEBITDAマージンからROICに変更いたしました。2033年度にはWACCを上回るROIC 7%水準の達成を目指しております（2025年度実績は約3%）。

■強みを生かした「ミクニならではのビジネスモデル」の再構築

当社の中核事業であるモビリティ事業においては、自動車の電動化の流れは変わらない一方、電気自動車に偏らないマルチパスウェイ化が進んでおります。さらに、コスト競争力や供給体制、開発スピードの優位性を有する新興国企業の台頭や、異業種からの参入による競争領域の拡大、各国の規制強化等により、グローバルな競争環境は一段と厳しさを増しております。

こうした事業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、当社の強みを活かした「ミクニならではのビジネスモデル」の再構築を重要な課題と位置づけております。その実現に向け、事業戦略及び機能戦略を策定し、これらに基づく実行計画である「総合商品計画」を推進してまいります。

＜モビリティ事業戦略の概要＞

事業戦略		・ 強みを活かした差別化による付加価値の向上 ・ 多様な顧客要求に対応する柔軟かつ効率的な体制の確立
機能戦略	技術	・ 要素技術の選択と集中及び一括開発による開発効率の向上 ・ デジタル開発手法を活用した価値創造の推進及び開発受託機能の強化 ・ 熱エネルギーを自在に制御する新技術の獲得
	顧客基盤	・ 業界を超えた持続的なビジネスの創出 ・ 価値提案と適正対価の確保による収益基盤の強化
	生産・調達	・ 需要変動や製品変化に対応可能な生産体制の確立 ・ 変種変量生産に対応したフレキシブル生産システムの構築

「総合商品計画」のもと、開発、生産・調達及び営業の各機能を一体的に連動させ、当社の強みを成長機会の獲得と収益性向上につなげてまいります。

また、収益基盤の安定化に向けて、ガステクノ事業や商社事業等の非モビリティ事業の強化を図り、事業ポートフォリオの充実を進めてまいります。2025年度の連結営業利益に占める非モビリティ事業の割合は約30%であり、当社グループの収益を支える柱として引き続き育成してまいります。

■人的資本の充実

健康経営を基盤とした人的資本経営を引き続き推進するとともに、「中期経営計画Ver.2」においては、処遇改善を柱とする人的投資の拡充及び人事基盤の整備に取り組んでまいります。

事業戦略との整合を踏まえ、人材育成、配置、評価及び処遇に関する人事制度を見直し、人材マネジメントの高度化を進めてまいります。

これらの施策を通じて、労働生産性の向上及びエンゲージメントの向上を図り、持続的な企業価値の向上につなげてまいります。

■環境対応の推進

環境対応の推進は社会的要請への対応にとどまらず、事業継続性の確保及び中長期的な企業価値の向上の観点からも重要な経営課題であると認識しております。

当社は、2050年カーボンニュートラルの達成を目標に、事業活動における環境負荷の低減を引き続き進めてまいります。

さらに、これらの重点課題に着実に対応していくためには、強固なガバナンス体制及び実効性のある内部統制の維持・強化が重要であると認識しております。連結子会社の元従業員による不正行為を厳粛に受け止め、再発防止策の着実な実行を通じて、グローバルガバナンス体制の強化を図ってまいります。

(11) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
モビリティ事業	電子制御スロットルボデー、電動オイルポンプ、電動バキュームポンプ、可変バルブタイミングシステム、冷却水制御バルブ、バキュームポンプ、ダイカスト製品類など
ガステクノ事業	ガス用立ち消え安全装置、電磁弁、ガス用電動開閉弁、ガス用流量制御弁など
商社事業	航空宇宙用機器・部品・材料・附属品、電装部品、芝刈機、芝管理機械、ゴルフカートなど
その他事業	福祉介護機器、身障者用運転補助装置、不動産管理など

(12) 主要な営業所及び工場並びに子会社（令和8年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
事業所及び工場	神奈川県小田原市、静岡県菊川市、岩手県滝沢市

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
ミクニパーテック株式会社	静岡県牧之原市
株式会社ミクニエアロスペース	東京都千代田区
ミクニ アメリカン コーポレーション	米国 カリフォルニア州
ミクニ（タイランド）カンパニー リミテッド	タイ アユタヤ県
ピーティー ミクニ インドネシア	インドネシア ブカシ県
上海三国精密機械有限公司	中国 上海市
浙江三国精密機電有限公司	中国 浙江省
ミクニ インディア プライベート リミテッド	インド ラジャスタン州

(13) 使用人の状況（令和8年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モビリティ事業	3,611名 (2,679名)	34名増 (107名増)
ガステクノ事業	331名 (41名)	115名減 (4名減)
商社事業	126名 (41名)	1名増 (4名増)
その他事業	118名 (23名)	2名減 (3名減)
全社（共通）	564名 (91名)	9名減 (5名増)
合計	4,750名 (2,875名)	91名減 (109名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,305名 (492名)	10名減 (27名増)	43.1歳	19.8年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（令和8年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	8,301百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,479
株式会社横浜銀行	5,230
株式会社岩手銀行	4,778
株式会社三井住友銀行	3,231
株式会社みずほ銀行	2,089

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和8年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,049,423株（自己株式37,360株を含む。）
- (3) 株主数 11,511名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 千 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
風 の 会 持 株 会	2,055	6.04
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,906	5.61
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,678	4.93
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,678	4.93
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,138	3.35
ミ ク ニ 総 業 株 式 会 社	1,016	2.99
生 田 允 紀 信 託 口	1,010	2.97
ス ズ キ 株 式 会 社	1,007	2.96
む つ き 持 株 会	979	2.88
ミ ク ニ 社 員 持 株 会	751	2.21

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（37,360株）を控除して計算しております。
2. 持株比率の計算において控除する自己株式に、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式は含めておりません。
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役3名（社外取締役及び監査役を除く。）に対し、62,200株です。

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (5) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額」に記載しております。
2. 上記は退任した取締役に対して交付された株式も含めて記載しております。
3. 職務執行の対価として交付された株式は、役員報酬BIP信託制度に係るものであります。
4. 株式の数に0.8を乗じた数（当社の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとする）の会社株式を対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場において売却のうえ、その売却代金を対象者に給付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会及び平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会において、役員向け株式報酬制度「役員報酬BIP信託」の導入を決議し、令和2年8月7日及び令和7年8月8日開催の取締役会において同制度の期間延長及び同制度に対する金銭の追加拠出を決議いたしました。令和8年3月31日現在、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式は317,680株であります。

当社は、令和2年3月31日開催の取締役会において、従業員向け株式交付信託「株式交付ESOP信託」の導入を決議し、令和5年9月25日開催の取締役会において、同制度の期間延長を決議いたしました。令和8年3月31日現在、「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式は69,300株であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和8年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	生 田 久 貴	CEO（最高経営責任者）COO（最高執行責任者） サステナビリティ委員会委員長 指名・報酬諮問委員会委員
取 締 役	藤 原 清 志	専務執行役員 CIO（最高インノベーション責任者） 合同会社Office F Vision 代表社員 SETO iS POWER株式会社 代表取締役 Carif株式会社 代表取締役
取 締 役	藤 森 聡	常務執行役員 CFO（最高財務責任者） CSO（最高戦略責任者）コーポレート本部長 コンプライアンス委員会委員長 投資諮問委員会委員 商社事業担当 ガステクノ事業担当
取 締 役	大 石 敦 彦	常務執行役員 CMZO（最高ものづくり責任者） CQO（最高品質責任者）CDO（最高デジタル責任者） サステナビリティ委員会運営統括 小田原事業所長
取 締 役	山 田 秀 雄	指名・報酬諮問委員会委員長 山田・尾崎法律事務所 代表弁護士 ヒューリック株式会社 社外取締役 株式会社サトー 社外取締役 吉本興業ホールディングス株式会社 社外取締役 公益財団法人 橘秋子記念財団 理事長
取 締 役	鈴 木 孝 男	指名・報酬諮問委員会委員 株式会社キムラタン 社外取締役
取 締 役	椎 名 茂	指名・報酬諮問委員会委員 投資諮問委員会委員長 マーヴェリック株式会社 代表取締役 DNコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 株式会社ホットリンク 社外取締役 C Channel株式会社 社外監査役 株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア 社外取締役 慶應義塾大学理工学部 訪問教授 公益財団法人 日本障害者スキー連盟 会長/理事
取 締 役	白 石 真 澄	イーサポートリンク株式会社 社外取締役 センコーグループホールディングス株式会社 社外取締役 関西大学 名誉教授 東日本国際大学 客員教授
常 勤 監 査 役	鈴 木 和 重	
常 勤 監 査 役	小 野 崎 毅	株式会社神奈川銀行 社外監査役
監 査 役	宮 島 司	大日本印刷株式会社 社外取締役 慶応義塾大学法学部 名誉教授 朝日大学法学部・大学院法学研究科 教授
監 査 役	泉 多 枝 子	スプリング・アドバイザーズ株式会社 代表取締役 パスロジ株式会社 社外取締役監査等委員 トレンドマイクロ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏は社外取締役であります。
 なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 常勤監査役小野崎毅氏、監査役宮島司氏、泉多枝子氏は社外監査役であります。
 なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
3. 常勤監査役鈴木和重氏は、当社の管理部門の要職をはじめ、国内グループ会社の代表取締役等を歴任しており、これらの職務経験を通じて、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。
4. 監査役泉多枝子氏は、公認会計士の資格を有するとともに、これまでの実務経験を通じて、財務及び会計に関する高度な専門的知見を有しております。
5. 令和8年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当
藤 原 清 志	取締役 専務執行役員 CIO（最高イノベーション責任者） 管掌（商品戦略室、原価革新）	取締役 専務執行役員 CIO（最高イノベーション責任者）
藤 森 聡	取締役 常務執行役員 CFO（最高財務責任者） CSO（最高戦略責任者） コーポレート本部長 コンプライアンス委員会 委員長 投資諮問委員会委員 商社事業担当 ガステクノ事業担当 管掌（中華圏事業、欧州事業）	取締役 常務執行役員 CFO（最高財務責任者） CSO（最高戦略責任者） コーポレート本部長 コンプライアンス委員会 委員長 投資諮問委員会委員 商社事業担当 ガステクノ事業担当
大 石 敦 彦	取締役 常務執行役員 CMZO（最高ものづくり責任者） CQO（最高品質責任者） CDO（最高デジタル責任者） サステナビリティ委員会運営統括	取締役 常務執行役員 CMZO（最高ものづくり責任者） CQO（最高品質責任者） CDO（最高デジタル責任者） サステナビリティ委員会運営統括 小田原事業所長

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会において、取締役到大石敦彦氏が、監査役に小野崎毅氏及び泉多枝子氏が選任され、就任いたしました。

② 退任

令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長生田允紀氏、取締役杉山一郎氏及び橋本徹氏、監査役下山秀弥氏及び山内純子氏は任期満了により退任いたしました。

③ 異動

令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤原清志氏は社外取締役から業務執行取締役に就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を、現行定款第28条に定めております。

この定めに基づき、当社は社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

取締役山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、取締役藤原清志氏については、社外取締役であった令和7年6月26日までの期間で、同様の契約を締結しておりました。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を、現行定款第34条に定めております。

この定めに基づき、当社は監査役との間で責任限定契約を締結しております。

監査役鈴木和重氏、小野崎毅氏、宮島司氏、泉多枝子氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに一部グループ会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じ得る損害について、保険会社が補填するものであり、当該契約は1年ごとに更新されております。

なお、当社が被保険者である役員に対して損害賠償責任を追及する場合は免責事項としており、また、補填額に限度額を設けることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

(5) **取締役及び監査役に支払った報酬等の総額**

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

同委員会による答申を踏まえ、令和5年6月28日開催の取締役会において、「取締役の報酬等の内容に係る決定方針」の改定について決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していること、並びに指名・報酬諮問委員会の答申が適切に尊重されていることを確認しております。

その結果、当該報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬から構成されております。

このうち、固定報酬は金銭による支給としており、役員報酬に関する規程に基づき、取締役としての責務や業務執行状況等を勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

一方、業績連動報酬は金銭及び当社株式による支給としており、その額及び算定方法は、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

業績連動報酬は、業績評価指標の達成状況を基礎としております。業績評価指標としては、従来のROE、ROA等に加え、当事業年度よりEBITDAマージンを採用しており、これらの達成状況に応じて、50%から150%の範囲で係数を算定しております。EBITDAマージンを採用した理由は、2024年度よりスタートした中期経営計画「VISION2033」においてグループ全体目標の新しい指標として取り入れたためであります。また、非財務指標として、CO₂排出量低減目標に対する進捗も係数の算定に反映しております。なお、当事業年度における係数は94%であります。

上記の方針に加え、一般的な役員報酬の水準及び次期の業績見通し等も勘案しております。

取締役の個人別報酬等の具体的内容につきましては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長 生田久貴氏（担当：CEO、COO、サステナビリティ委員会委員長、指名・報酬諮問委員会委員）にその決定を委任しております。

当該権限を同氏に委任した理由は、当グループ全体の業績等を踏まえつつ、各取締役が担当する部門の実績を評価するに当たり、代表取締役社長が最も適切であると判断したためであります。

なお、監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

□.当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	196 (27)	164 (27)	25 —	6 —	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	50 (26)	50 (26)	— —	— —	6 (5)
合計 (うち社外役員)	246 (53)	214 (53)	25 —	6 —	17 (10)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）になります。なお、上記の取締役、監査役の員数との相違は、令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役2名（うち社外監査役2名）が含まれているためであります。また、同総会終結の時をもって社外取締役から業務執行取締役に就任した取締役1名の報酬額及び員数については、社外取締役在任期間分は「（うち社外取締役）」に含めております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時点の取締役の員数は9名でありました。また、当該金銭報酬とは別枠で、平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に對する株式報酬制度（BIP信託）の限度額として、5事業年度を対象に合計200百万円と決議いただいております。当該決議時点の対象取締役の員数は6名でありました。なお、令和2年8月7日及び令和7年8月8日開催の取締役会で制度期間の延長、本制度に対する金銭の追加拠出を決議しております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該決議時点の監査役の員数は4名でありました。
5. 業績連動報酬のうち、金銭による支給額を「業績連動報酬等」、非金銭による支給額を「非金銭報酬等」として示しております。業績連動報酬の決定条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、「非金銭報酬等」の内容は当社株式であり、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に對し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 上記のほか、令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に對し、238百万円の特別功労金を支給しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山田秀雄氏は、山田・尾崎法律事務所の代表弁護士、公益財団法人 橘秋子記念財団の理事長であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役椎名茂氏は、マーヴェリック株式会社及びDNコンサルティング株式会社の代表取締役、公益財団法人 日本障害者スキー連盟の会長/理事であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

監査役泉多枝子氏は、スプリング・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山田秀雄氏は、ヒューリック株式会社、株式会社サトー、吉本興業ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役鈴木孝男氏は、株式会社キムラタンの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役椎名茂氏は、株式会社TAKARA & COMPANY、株式会社ホットリンク、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの社外取締役、C Channel株式会社の社外監査役、慶應義塾大学理工学部訪問教授であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役白石真澄氏は、イーサポートリンク株式会社及びセンコーグループホールディングス株式会社の社外取締役、関西大学名誉教授、東日本国際大学客員教授であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

監査役小野崎毅氏は、株式会社神奈川銀行の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

監査役宮島 司氏は、大日本印刷株式会社の社外取締役、慶應義塾大学法学部名誉教授及び朝日大学法学部・大学院法学研究科教授であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

監査役泉多枝子氏は、パスロジ株式会社の社外取締役監査等委員、トレンドマイクロ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役・監査役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	山田 秀雄	14回/14回 (100%)	—	弁護士としての専門性に加え、他社における社外取締役・社外監査役の実績から取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
	鈴木 孝男	13回/14回 (92.8%)	—	通商産業省（現 経済産業省）における豊富な経験に加え、経営者としての経験、他社における社外取締役の実績から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
	椎名 茂	14回/14回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他社における社外取締役・社外監査役の実績から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の投資諮問委員会の委員長、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
	白石 真澄	13回/14回 (92.8%)	—	大学教授・学識経験者としての幅広い実績と見識に加え、他社における社外取締役・社外監査役の実績から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
常勤 監査役	小野崎 毅	11回/11回 (100%)	10回/10回 (100%)	金融機関における代表取締役等の要職歴任の経験に加え、財務会計に関する幅広い知見から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会において監査に関する重要事項の協議及び意見交換を行っております。
監査役	宮島 司	14回/14回 (100%)	12回/12回 (100%)	大学教授・学識経験者としての幅広い実績と見識に加え、弁護士としての専門性、他社における社外取締役・社外監査役の実績から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会において監査に関する重要事項の協議及び意見交換を行っております。
	泉 多枝子	11回/11回 (100%)	10回/10回 (100%)	公認会計士としての専門性に加え、経営者としての経験、他社における社外監査役の実績から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会において監査に関する重要事項の協議及び意見交換を行っております。

- (注) 1. 監査役小野崎毅氏及び泉多枝子氏は、令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は10回であります。
2. 各取締役及び各監査役は代表取締役等との間で定期的な意見交換等も行っております。
3. 台湾三國股份有限公司（ミクニ タイワン コーポレーション）において発覚した元従業員による不正行為について、各社外取締役及び各社外監査役は、いずれも本事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。なお、各取締役及び各監査役は、平素より取締役会等の場において、法令遵守の重要性について継続的に注意喚起を行っておりました。また、本事案の発覚後においては、調査・原因究明及び再発防止策の検討・実施に関し、必要な助言・提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人日本橋事務所

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額 (百 万 円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、ピーティアー ミクニ インドネシア、上海三国精密機械有限公司、浙江三国精密機電有限公司、ミクニ インディア プライベート リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考として、取締役が会計監査人の報酬額について相当であると判断した理由を踏まえ、会計監査人の監査計画の範囲及び内容、職務の遂行状況等について必要な確認及び検証を行いました。その結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬額の見積りは妥当であると判断し、会社法第399条第1項の規定に基づき、同意を行っております。
4. 台湾三國股份有限公司 (ミクニ タイワン コーポレーション) の不正対応及び過年度訂正報告書対応に係る追加監査報酬については、本事業報告作成時点において金額が未確定のため、上記金額には含めておりません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	55,474	流動負債	39,257
現金及び預金	2,056	支払手形及び買掛金	9,642
受取手形	28	電子記録債務	1,861
電子記録債権	1,470	契約負債	449
売掛金	21,216	短期借入金	14,379
契約資産	186	1年内返済予定長期借入金	4,945
商品及び製品	14,890	リース債務	414
仕掛品	5,582	未払金及び未払費用	4,358
原材料及び貯蔵品	2,941	未払法人税等	278
その他	7,223	賞与引当金	1,787
貸倒引当金	△121	製品保証引当金	138
固定資産	49,543	その他	1,001
有形固定資産	36,586	固定負債	24,976
建物及び構築物	9,414	長期借入金	15,775
機械装置及び運搬具	10,227	リース債務	584
工具器具及び備品	2,403	繰延税金負債	3,818
土地	11,649	再評価に係る繰延税金負債	2,302
リース資産	899	退職給付に係る負債	1,413
建設仮勘定	1,991	役員報酬BIP信託引当金	69
無形固定資産	682	株式交付引当金	38
ソフトウェア	448	その他	974
その他	234	負債合計	64,234
投資その他の資産	12,274	(純資産の部)	
投資有価証券	10,043	株主資本	21,241
繰延税金資産	1,204	資本金	2,215
その他	1,188	資本剰余金	1,954
貸倒引当金	△161	利益剰余金	17,237
資産合計	105,017	自己株式	△165
		その他の包括利益累計額	18,691
		その他有価証券評価差額金	5,539
		繰延ヘッジ損益	307
		土地再評価差額金	5,183
		為替換算調整勘定	6,551
		退職給付に係る調整累計額	1,109
		非支配株主持分	849
		純資産合計	40,783
		負債及び純資産合計	105,017

連結損益計算書

(令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	103,419	
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	86,602	
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	16,816	
受持	受持	受持	受持	受持	受持	受持	受持	受持	受持	12,635	
賃補	賃補	賃補	賃補	賃補	賃補	賃補	賃補	賃補	賃補	4,181	
そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	642	
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	278	
支賃	支賃	支賃	支賃	支賃	支賃	支賃	支賃	支賃	支賃	40	
為租	為租	為租	為租	為租	為租	為租	為租	為租	為租	144	
そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	75	
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	104	
特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	1,483	
固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	681	
そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	83	
特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	420	
固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	233	
減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	63	
特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	3,340	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	21	
そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	20	
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	0	
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	335	
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	137	
調	調	調	調	調	調	調	調	調	調	130	
整	整	整	整	整	整	整	整	整	整	26	
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	29	
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	13	
期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	3,025	
純	純	純	純	純	純	純	純	純	純	2,005	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	△207	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	1,227	
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	29	
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	1,197	
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当		
期	期	期	期	期	期	期	期	期	期		
純	純	純	純	純	純	純	純	純	純		
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利		
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益		
親	親	親	親	親	親	親	親	親	親		
会	会	会	会	会	会	会	会	会	会		
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社		
株	株	株	株	株	株	株	株	株	株		
主	主	主	主	主	主	主	主	主	主		
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に		
帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰		
属	属	属	属	属	属	属	属	属	属		
す	す	す	す	す	す	す	す	す	す		
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る		
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当		
期	期	期	期	期	期	期	期	期	期		
純	純	純	純	純	純	純	純	純	純		
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利		
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益		

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和8年5月28日

株式会社 ミクニ
取締役会 御中監査法人 日本橋事務所
東京都中央区指定社員 公認会計士 青木 孝裕
業務執行社員指定社員 公認会計士 小倉 明
業務執行社員指定社員 公認会計士 竹節 裕二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクニの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクニ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表3.誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和8年5月28日

株式会社 ミクニ
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	青木 孝裕
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小倉 明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹節 裕二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクニの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告書に記載の連結子会社における元従業員による不正行為に関し、監査役会は、日本及び現地の外部専門家を含めた調査チームによる調査結果を踏まえた再発防止策の実施状況について、監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月28日

株式会社ミクニ 監査役会

常 勤 監 査 役 鈴木和重[㊞]

常 勤 監 査 役
(社 外 監 査 役) 小野崎毅[㊞]

監 査 役
(社 外 監 査 役) 宮島 司[㊞]

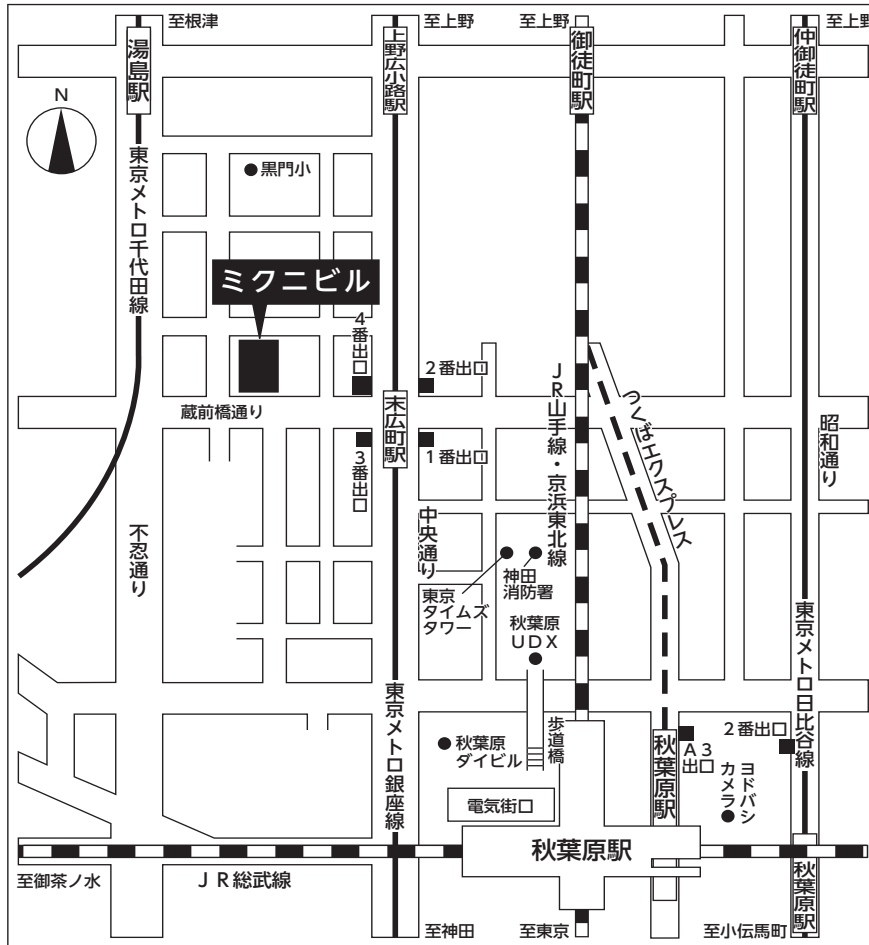
監 査 役
(社 外 監 査 役) 泉多枝子[㊞]

以 上

定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

ミクニビル 2階 ミクニホール



- ・東京メトロ銀座線末広町駅より徒歩2分
 - ・東京メトロ千代田線湯島駅より徒歩7分
 - ・JR秋葉原駅（電気街口）、つくばエクスプレス秋葉原駅（A3出口）より徒歩10分
- ※駐車場・駐輪場のご用意はございません。公共交通機関をご利用ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。